

## □ 計画策定の趣旨（計画本編P1）

令和5年4月、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されています。

本市では、これまで「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」、「草津市子ども・若者計画」をもとに各種こども・若者施策を進めてきましたが、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と上記2計画を一体のものとして整理し、「草津市こども・若者計画」を策定します。

## ★ 計画の名称等（案）

本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく、草津市子ども・若者計画を包含する計画であり、「こども」だけでは、若者支援が含まれないと誤解が生じる恐れがあることから、計画の名称を「草津市こども・若者計画」とします。また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

## □ 計画の基本的な事項（計画本編P2～）

## ◆計画の法的根拠（計画本編P2）

## 【こども基本法】

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に施行。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することが目的。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて規定。

## 《こども施策の基本理念》

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## ◆計画の位置づけ（計画本編P6）

本計画は、「草津市総合計画」を最上位計画とし、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画であり、加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として、「草津市地域福祉計画」「健康くさつ21」を上位計画とし、「草津市教育振興基本計画」や他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

## ◆計画の対象（計画本編P9）

本計画の対象は、生まれる前からポスト青年期までを含む39歳までの者およびその家族とします。また、子育て支援を市や、市と連携・協力して取り組む地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

## ◆計画の期間（計画本編P9）

令和7年度から令和11年度までの5年間（計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直し）

## ◆本計画における「こども」・「若者」の定義および「こども」の表記について（計画本編P8）

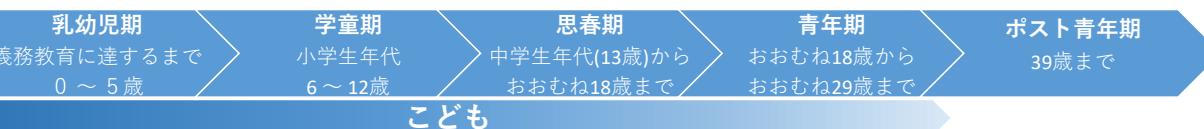
◎こども基本法第2条：この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。  
◎こども大綱：「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。  
「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

◎子供・若者育成支援推進大綱：ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、（中略）40歳未満の者）

◎子ども・子育て支援法第6条：この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

上記を踏まえ、「こども」の範囲：概ね29歳までの者、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む39歳までの者とする。

## 《「こども」と「若者」の範囲》



## 【「こども」の表記について】

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

## (参考)現行2計画の施策体系

(現行) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画 施策体系		学童期～思春期
目標	施策	
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり	1就学前の教育・保育環境の整備 2就学前の教育・保育内容の充実 3放課後の居場所の充実 4確かな学力向上等に向けた取組	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	1子どもの人権を守る環境づくり 2虐待防止等要支援児童対策 3障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援 4安全安心な子どもの生活環境の整備 5子育ての経済的負担の軽減 6子どもの貧困対策	誕生前～思春期
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	1結婚・妊娠・出産期からの切れ目ない支援 2子どもと家族の健康な生活の支援 3健康な心身を育てる食育の推進 4子どもの健全育成	
目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり	1子育ての仲間づくりの場の提供 2親育ちを支援するサービスの充実 3子育て支援ネットワークの推進と情報提供 4ひとり親家庭の自立支援	
目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり	1地域の子育て力の向上 2多様な保育ニーズに対応したサービスの提供 3ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	幼児期～学童期

## (現行) 草津市子ども・若者計画 施策体系

目標	施策
基本目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	(1)社会貢献、社会参加、自立できる力の育成 (2)基本的な生活習慣の定着 (3)確かな学力向上等に向けた取組
基本目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	(1)子ども・若者に関する相談体制の充実 (2)ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援 (3)問題行動への対応や不登校への支援 (4)障害のある子ども・若者等の支援 (5)子ども・若者の貧困対策 (6)虐待防止等要支援児童対策
基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	(1)多様な活動の場の充実 (2)人権を守る環境づくり (3)社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発 (4)健やかな職場環境の整備

# 草津市こども・若者計画（案） 中間協議 【概要版】

## ～計画の基本的な考え方について～

### □ 基本理念（案）（計画冊子P90）

こども・若者をまんなかに みんなでつくる 幸せあふれるまち草津

### □ 計画推進にあたっての視点（計画冊子P92）

こども・若者の  
幸せ・成長を育む  
視点

親の子育て力を  
高める視点

社会全体でこども・  
子育てを支える視点

草津市の特性を  
生かしながら取  
り組む視点

こども・若者の社  
会参加と自己実現  
に向けた視点

### □ 施策の体系（計画冊子P96）

#### 草津市の目指す姿

##### 《基本理念》

こども・若者をまんなかに みんなでつくる 幸せあふれるまち草津

##### 《目指すこどもの姿「草津っ子」》

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津のこども

#### 計画推進にあたっての視点

こども・若者の  
幸せ・成長を育む  
視点

親の子育て力を  
高める視点

社会全体で  
こども・子育て  
を支える視点

草津市の特性を  
生かしながら取  
り組む視点

こども・若者の社  
会参加と自己実現  
に向けた視点

#### 目標

#### 施策

##### 目標1

親と子が心身とも  
に健やかに暮ら  
せる支援の充実

- 1) 結婚・妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 2) こどもと家族の健康な生活の支援
- 3) 健康な心身を育てる食育の推進
- 4) 親育ちを支援するサービスの充実

##### 目標2

安心して子育て  
できる環境づくり

- 1) 就学前の教育・保育環境の整備
- 2) 就学前の教育・保育内容の充実
- 3) 子育ての経済的負担の軽減
- 4) 子育ての仲間づくりの場の提供
- 5) 子育て支援ネットワークの推進と情報提供
- 6) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

##### 目標3

社会全体でこど  
も・若者の権利と  
安全を守り応援す  
る環境づくり

- 1) こども・若者の人権を守る環境づくり
- 2) こども・若者の健全育成と安全、安心な  
生活環境の支援
- 3) こども・若者の居場所の充実、地域の  
子育て力の向上

##### 目標4

こども・若者の  
成長のための  
社会環境づくり

- 1) こども・若者の意見表明の機会や自立と主  
体的な社会参画の促進
- 2) 確かな学力向上等に向けた取組
- 3) ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の  
充実

##### 目標5

社会生活に困難を  
有するこども・  
若者やその家族へ  
の支援の充実

- 1) こども・若者に関する相談体制の充実
- 2) こども・若者が抱える課題を解決する  
仕組みの充実
- 3) 障害のあるこども・若者等の支援
- 4) こども・若者の貧困対策
- 5) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの  
支援の更なる強化
- 6) ひとり親家庭の自立支援

#### 「子ども・子育て 支援法」 法定記載事項

#### 重点的な取組

##### 「草津っ子」育み 事業

##### 社会生活に困難を 有するこども・若 者やその家族に寄 り添うきめ細かな 支援

##### こども・若者の社 会参画・意見表明

##### こども・若者の居 場所づくり

※こども大綱では、こども・若者の視点に立ってわかりやすく示すために、ライフステージ別の整理とライフステージを通した整理が示されています。現行計画の体系のまとめを生かして、目標1から順に、こどもの成長に合わせた施策体系とともに、目標4や5では、ライフステージに共通する事項をまとめています。

### □ 基本目標（計画冊子P94） □ こども・若者、子育て支援に関する施策の展開（計画冊子P97～）

#### 目標1 親と子が心身ともに健やかに暮らせる支援の充実

子育て家族とこどもが健康的に生活できるよう、結婚・妊娠・出産期からの経済的な支援を行うとともに、訪問や相談などを通じ、精神的に不安定になりやすい、妊娠、出産期から、切れ目のない相談支援を行います。また、健康づくりの支援や、食育の推進を行うとともに、こどもの発達や成長に影響を与える家庭における、こどもの育ちをしっかりと支えていくよう、様々な学習機会や情報の提供に努め、親と子が心身ともに健やかに暮らせるよう支援します。

施策	●主な事業 (○新規事業 (R 2以降開始))
(1)結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	○産前産後保険税軽減の実施 ●結婚新生活支援事業 ●すこやか訪問の推進 ●産後ケア事業の実施 ○出産・子育て応援給付金事業の実施
(2)こどもと家族の健康な生活の支援	●草津っ子サポート事業 ●乳幼児健診の実施 ●家庭訪問における相談の実施
(3)健康な心身を育てる食育の推進	●食育の普及啓発 ●栄養相談の実施 ○食農教育推進事業 (はたけのこ体験事業)
(4)親育ちを支援するサービスの充実	●妊婦教室 ●ブックスタート事業 ●乳幼児と保護者対象のおはなし会の開催

※新規事業には、現行計画期間 (R2～R6)  
以降に取組を開始した事業等を含む

#### 目標2 安心して子育てできる環境づくり

質の高い教育・保育の充実に向け、教育・保育人材の確保や育成、受け皿の確保に取り組みながら、就学前教育・保育の一体的な提供を推進するとともに、こどもの発達と学びの連続性を踏まえ、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。また、児童手当の支給や乳幼児・小中学生、高校生の医療費助成など、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て支援施設の活用や、親子の居場所での仲間づくりを通じて、子育て家庭の孤立解消や親子の交流を促進するなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

施策	●主な事業 (○新規事業 (R 2以降開始))、うちR 7以降開始予定は○)
(1)就学前教育・保育環境の整備	●保育士等の確保 ○紙おむつ無償化事業 ○保育士等奨学金返還支援事業 ○保育士等就職定着応援支援事業 ●教育・保育ニーズを満たす施設の整備
(2)就学前教育・保育内容の充実	●保育実践交流研修の実施 ●保育体験・異年齢交流の推進 ○保育施設職員等向けの絵本研修および講座の開催 ○就学前教育施設貸出用絵本セット「あおばなブック」の整備
(3)子育ての経済的負担の軽減	○小中学生および高校生等の医療費助成 ○すくすく応援事業 ○子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業の実施 ○第3子以降保育料無償化事業 (市単独) ○中学校給食の無償化
(4)子育ての仲間づくりの場の提供	●つどいの広場運営事業 ○「不登校のこどもたちの保護者の集い」の実施
(5)子育て支援ネットワークの推進 と情報提供	●子育て支援ネットワークの推進 ●子育て支援サービスに関する情報提供の充実 ●公立認定こども園、保育所における子育て支援 ●利用者支援事業 (保育コンシェルジュ) の実施
(6)多様な保育ニーズに対応した サービスの提供	●病児・病後児保育事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業の推進 ○乳児等通園支援事業 ●一時預かり事業の充実 ●延長保育事業の充実

#### 目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり

こども・若者の権利に関する理解促進や人権保育・教育を推進するとともに、こども・若者の非行や犯罪の未然防止、被害防止など、地域で安全・安心に生活できるよう見守り体制や生活環境の整備を推進します。また、こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができるとともに、様々な地域資源や地域の子育て力を生かした環境づくりを進めます。

施策	●主な事業 (○新規事業 (R 2以降開始))
(1)こども・若者の人権を守る環境 づくり	●次世代育成男女共同参画事業 ●なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知 ●人権保育・教育の推進
(2)こども・若者の健全育成と安全、 安心な生活環境の支援	●SNS等インターネットの安全利用の啓発 ●こどもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備 ●通学路の安全対策の実施 ○児童生徒の心と体の健康観察推進
(3)こども・若者の居場所の充実、 地域の子育て力の向上	●児童育成クラブの充実 ●放課後子ども教室 ○草津市子どもはぐくみ事業 (子ども食堂支援事業) ○草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金

□ 基本目標（計画冊子P94） □ こども・若者、子育て支援に関する施策の展開（計画冊子P97～）

## 目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり

こども・若者が社会に参画する上で、重要な意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。また、主体的に生きる力を育むため、スクールESDくさつプロジェクトをはじめ、主体性や探求性、協働性、社会性等を養うための取組や、世代間の交流、社会貢献活動、多様な体験活動等を通じて、こども・若者の成長のための社会環境づくりを進めます。また、仕事と子育ての両立をサポートし、子育て家庭への理解を深めるため、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発と、企業への働きかけを推進します。

施策	●主な事業（○新規事業（R2以降開始）、うちR7以降開始予定は○）
(1)こども・若者の意見表明の機会や自立と主体的な社会参画の促進	○市ホームページやSNS等を活用した市政情報の発信と意見聴取 ○こども施策に関する情報発信の充実 ○こども・若者との直接対話の機会の充実 ○審議会へのこどもや若者の参画の推進 ○スクールESDくさつプロジェクト
(2)確かな学力向上等に向けた取組	●子どもの読書活動推進事業 ○学習スペース「学-being」の運営 ○午前5時間制草津プランの導入 ●教室アシスタント配置事業 ●ICT(情報通信技術)を活用した教育の推進
(3)ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	●男女共同参画による子育てを可能とする男性の家事・子育てへの参画の促進と職場づくりのための啓発 ●育児休業やこどもの看護休暇等各種制度の導入啓発

## 目標5 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族への支援の充実

国や県、地域、市民活動団体や企業等の関係機関等と連携や、包括的・総合的な相談体制の構築等により、こども・若者への切れ目のない支援を行います。ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校等、社会生活に困難を有するこども・若者について、社会全体の理解を深め、相談支援や社会参加支援、居場所づくりなどを通じて、温かく受け入れる環境づくりを進めます。また、障害のあるこども・若者や外国につながるこども・若者等とその家庭への援助や支援を充実し、健やかな成長を支えます。貧困家庭については、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかなこどもの育ちへの支援と、自立に向けた保護者への支援を推進します。また、児童虐待の防止に向けた取組を推進するとともに、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制の強化を行います。ヤングケアラーについては、関係機関が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。ひとり親が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

施策	●主な事業（○新規事業（R2以降開始））
(1)こども・若者に関する相談体制の充実	●福祉の総合相談窓口 ○重層的支援体制整備事業 ○SNS相談窓口に関する情報発信 ○子ども・若者総合相談窓口での相談支援 ○こども家庭センターによる相談支援体制
(2)こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実	●就労相談窓口 ●ひきこもり相談・支援 ○子ども・若者の居場所運営事業 ●不登校児童生徒支援の充実 ●やまびこ教育相談室の実施
(3)障害のあるこども・若者等の支援	●障害者相談支援 ●障害児福祉手当 ○未熟児養育医療給付事業 ○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ●湖の子園の充実 ●放課後等デイサービス事業
(4)こども・若者の貧困対策	●草津フードバンクセンター事業 ●生活困窮者自立支援事業 ●子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業） ●子育て世帯への公営住宅の供給 ●就学援助費給付
(5)児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援の更なる強化	○ヤングケアラーへの支援 ●要保護児童対策地域協議会 ●児童虐待防止に関する啓発の実施 ●養育支援ヘルパー派遣事業 ●子育て短期支援事業 ●養育支援訪問事業
(6)ひとり親家庭の自立支援	●ひとり親家庭の医療費助成 ●児童扶養手当の支給 ○養育費確保推進事業 ●日常生活支援事業の推進 ●母子生活支援施設入所措置

## 「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項

子ども・子育て支援法第61条第2項により「就学前の教育・保育」、「地域子育て支援事業」等について、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに量の見込みと確保方策を定めます。本市では、法定各事業の実施に向けて、重点的に取り組んでいます。

- 1 基本事項
- 2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進
- 3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施
- 4 就学前の教育・保育
- 5 地域子ども・子育て支援事業  
(子ども・子育て支援法第59条に基づき、地域の実情に応じ、本計画に従って実施する事業)

- (1) 地域子ども・子育て支援事業
  - ①地域子育て支援拠点事業
  - ②利用者支援事業
  - ③放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室
  - ④時間外保育事業
  - ⑤一時預かり事業
  - ⑥病児保育事業
  - ⑦子育て短期支援事業
  - ⑧子育て援助活動支援事業
  - ⑨養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業
  - ⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業
  - ⑪乳児家庭全戸訪問事業
  - ⑫多様な主体の参入促進事業
  - ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

- (2) その他の事業
  - ①乳児等通園支援事業
  - ②産後ケア事業

※上記の(2)その他の事業については、令和7年4月1日に改正子ども・子育て支援法が施行されることで、地域子ども・子育て支援事業に追加される予定であり、現時点では、その他の事業として整理しています。

## □ 重点的な取組（計画冊子P166～）

## 1 「草津っ子」育み事業

## 施策の目的

目指す子どもの姿「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

こどもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、企業、市等社会全体で子どもの育ちを引き続き応援していきます。

## 取組の内容

- いのちを大切にすること（「体」育み事業）
- よく考え、主体的に行動すること（「学び」育み事業）
- 人と豊かに関わること（「心」育み事業）
- 生まれ育った地域に愛着をもつ子ども（「ふるさと」育み事業）
- 「草津っ子」の普及、啓発

## 目標値

子育てのしやすさ（満足度）

※中学生以下の子どもがいる保護者を対象に行う「子育てしやすいまちづくりについてのアンケート」において「「草津市は子育てしやすい所ですか。」の間に「そう思う／どちらかというとそう思う」と答えた人の割合

単位	令和6年度 実績	令和7年度 目標値					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
満足度	%	87.5	87.8	88.1	88.4	88.7	89.0

## 3 こども・若者の社会参画・意見表明

## 施策の目的

- こども・若者をまんなかに据えた、こどもまんなか社会の実現
- こども・若者自身の意見が聴かれ、反映されることによる、地域社会への愛着の醸成、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性の高まり

## 取組の内容

- 審議会等へのこどもや若者の参画
- 市ホームページやSNS等を活用した情報発信、意見聴取
- 対面形式の意見交換
- こどもや若者の居場所や活動等の場における意見聴取と反映
- 国や県などのこども・若者の意見聴取結果等の情報の展開

## 4 こども・若者の居場所づくり

## 施策の目的

- 様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会に接することができる居場所の提供
- 孤独・孤立状態にあるこどもに対して、喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所の提供

## 取組の内容

- 市の既存事業の強化
- 市民への情報発信の強化
- 既存の公共施設のさらなる活用
- 市の取組の検証

## 2 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援

## 施策の目的

- 貧困対策と支援
- 児童虐待防止対策
- 障害のあるこどもへの支援
- 社会生活に困難を有するこども・若者への支援

## 取組の内容

- こども・若者の貧困対策に関する支援体制の強化
- 経済的負担の軽減と進学・就労支援
- 生活の安定に資するための支援
- 児童虐待防止に関する相談支援体制の強化と早期発見および支援の強化
- 発達支援が必要なこどもの早期発見・早期療育と切れ目のない支援体制の充実
- 障害児支援と社会参加の推進
- 社会生活に困難を有するこども・若者への支援

## 目標値

ひとり親家庭の暮らし向きの向上

※毎年8月に児童扶養手当の現況届と併せて実施する「ひとり親家庭等生活実態調査」において「暮らし向きについてどう感じていますか。」の間に「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

単位	令和6年度 実績	令和7年度 目標値					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
割合	%	63.2	62.6	62.0	61.4	60.8	60.2

## 子育て短期支援事業の実施

※保護者の病気等により家庭での養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等でこどもを預かる事業の延べ利用日数

単位	令和6年度 実績 (見込み)	令和7年度 目標値					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
延べ利用日数	人日	756	784	813	843	874	906

## 発達に支援が必要な方への相談件数

※発達面に関する本人・家族への支援や関係機関との連携による切れ目ない相談支援の件数

単位	令和6年度 実績 (見込み)	令和7年度 目標値					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
相談件数 (延べ)	件	3,914	3,992	4,032	4,073	4,113	4,154

## 令和6年度 こども、若者との直接対話の取組

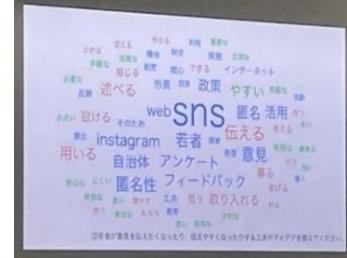
（計画冊子P179、180）

## 令和6年7月2日（火）大学生との直接対話

## こども・若者の意見を聞くための手法や工夫について



立命館大学の「現代社会とボランティア」という授業の中で、市長がゲストスピーカーとして登壇し、こどもまんなか社会を進めていくうえで重要となる「こども・若者の意見を聞くための手法や工夫」について意見交換を行いました。また、令和4年度から立命館大学で始まった「まちのジブンゴトfeel→do！」（フィールド）」にゲストプレゼンターとして市長が登場し、大学生や大学職員、市民や市職員等と自由な発想のもと、意見交換を行いました。



## 令和6年8月21日（水）中学生との直接対話の機会

## 『わたしたちの居場所トーク』

教育委員会主催「草津市子どもサミット」の第2部として「中学生代表の皆さんと橋川市長の『わたしたちの居場所トーク』」を実施し、国こども意見ファシリテーター養成講座を修了したファシリテーターの進行のもと、グラフィックレコーディングにより、出された意見をホワイトボードに見える化していました。

